

# 令和3年度第2回宮城県環境審議会

日 時：令和4年1月25日（火曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、20人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

## 2 あいさつ（鈴木 環境生活部長（以下「鈴木部長」））

## 3 議 事

### （1）審議事項

#### ① 新たな地球温暖化対策・再エネ関連計画の構成（案）について

**＜吉岡会長＞** 先ほど鈴木部長から、県の状況や今日の重要事項を説明いただいた。環境というと、今までは、とかく旗印にするということが非常に強かったが、国も各民間事業者も県民の方々も含め、本気度がだんだんと出てきている状況と感じる。周りを見ながら進めるということもあるが、宮城県として、先陣を切って、いろいろなどころに波及できるような環境政策について、積極的な発言、意見を頂きたいのでよろしく願います。本日は審議事項3件が予定されている。まず、審議事項①「新たな地球温暖化対策・再エネ関連計画の構成（案）について」、こちらは昨年11月に知事から諮問があり、審議を継続している。それでは、担当課から説明願う。

**＜環境政策課＞** （資料審①に沿って説明）

**＜吉岡会長＞** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から意見等あれば願います。青木委員どうぞ。

**＜青木委員＞** ただいまの説明内容に関して、かなり脱炭素に向けて本気になって取り組むという姿勢がうかがえるような内容だったと思う。その中で2点伺う。

温室効果ガスの排出量のアップデートをできるだけ早めに行うために産業部門の現況推計手法を変えるということで、これは非常に素晴らしいことだと思うが、実績値がなくても可能な手法で推計値を出しておいて、実際にどれだけ排出されたのかが数年後に新たに分かったときに、そのフィードバックがどのようにかかるのかという点が一つ。温室効果ガスの排出量が、政府が言うように2030年に40%以上削減することや、2050年に実質ゼロにするという非常に高い目標に向けて、實際上そこまでいくのはなかなか

難しいかもしれないが、目標に対して現状がどうなっているのか、現実の数字をしっかりと県民に知らせることは非常に大事だと思う。

もう一つは、温室効果ガス削減対策というのは、国の計画で全国規模の施策がある一方で、宮城県として、県独自の施策で温室効果ガスをどれだけ減らすかも検討するわけだが、実際に国の施策と県の施策の仕分けでどの部分をどれだけ減らすかが、必ずしも明確ではないという気がする。その部分についてはどのようにお考えか。

**<吉岡会長>** 続けて日引委員お願いします。

**<日引委員>** 12ページの重点対策について、サプライチェーン全体の脱炭素化と県内経済競争力確保のためとあるが、ここでいう対象はどこまでの範囲を考えているのか。例えば、サプライチェーンということを見ると、仙台市に立地しながら実は福岡県で排出するといった場合や、逆の場合もあるが、そうすると宮城県が対象とするのは、サプライチェーンの県外の排出の場合は対象に入れるのか入れないのか。それが分断されていけば、サプライチェーンを考えているようで考えていないということにもなってしまう。この範囲はちゃんと整理する方がよい。

**<吉岡会長>** よろしいか。ただいま頂いた質問に対して、担当課からお願いします。

**<環境政策課>** まず1点目の、現況推計の考え方については、今はかなり精緻に、いろいろな統計データを持ってきて整理をしているが、これを例えば、都道府県別のカテゴリーAの実績値を用いない手法で推計していく方法に変えるということであり、これまでの推計方法とどれくらい乖離が出てくるものなのかということ一度整理する必要があるだろうと考えている。そうした中で、最終的にその推計値が、実際にどのように削減に至っているかをフィードバックして確認するかというところが検討しきれていないので、そういった観点を、推計値を立てる中で、合わせて検討できればと考える。それから2点目の対策について、国の計画と県独自の取組という部分は、やはり国全体のところと比較して各県独自でやり切れる部分というものがどれだけあるのかということ、重点のところ、本県の属性なり地域特性に応じたものにできないか掘り下げていければと考える。こういうところが独自性があるという打ち出しまでは至っていないのが現状であるが、頂いた視点も踏まえて、今後の検討を進める。

それから3点目、サプライチェーンの考え方については、やはりサプライチェーン自体は県内だけで完結できないので、全体的な下請や元請の関係性もあり、全体として脱

炭素の取組をしなければ、サプライチェーンから外れてしまうというところに危機感がある。各事業者、大企業だけでなく中小の企業についても、脱炭素の取組をするところへの情報提供や、現在私どもで持っているような各種の支援事業があるので、そういったものをちゃんと組み込みながら、事業を遂行していただけるよう、構築していければと考えている。

**<日引委員>** 県外に立地するものが全て対象付けされて考えられるのか、そうではなく県内だけなのか。単位をどう考えるか。今の話を伺うと、県外までも含めて、例えば宮城県に立地する企業に対して、福岡県で調達するとその福岡県の調達先のカーボンニュートラル推進まで指導していくことを想定されているのか、その辺りはいかがか。

**<環境政策課>** 基本的には県内に限定する形になろうかと思う。

**<吉岡会長>** ほかにいかがか。では私から質問する。太陽光パネルが今後廃棄物としてたくさん出てきたときのリサイクルや処理のルールづくりを、県の方で今後考える必要があると思っており、例えば県内統一的なルールを考えるのかどうかについて、現状での見込みや考えをお聞きしたい。様々なエネルギーの推進を進められるときの体制として、合意形成を重点に置く体制づくりの部分と機動力を生かす体制づくりというのがあると思うが、その辺については、これはコメントになるが、うまくバランスを持って体制をぜひ考えていただきたい。後半の部分についてはコメントなので、前半のルール化のところについてお答え願う。

**<鈴木部長>** 廃太陽光パネルの処理については、国全体のルールの問題として、パネル設置事業者が今後、積立てていくお金の問題、それをどう処理するかという問題がある。あともう一つ、今後、県でどういうふうにルール付けしていくか、処理先、処分先、或いは処理できるような事業者がいるかどうかという問題があり、今後整理していかなければいけないが、いずれ、県内でどのように処理すべきか考えていかなければいけないと認識している。現段階においてはこの計画の中に入っていないが、また、個別に、所管課あるいは部全体でもって検討していきたい。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。あとはよろしいか。それでは先に進めさせていただきます。

## ② 令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

**<吉岡会長>** 審議事項②「令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する

計画について」，本日付けで当審議会に諮問いただいている。それでは，担当課から説明願う。

**<環境対策課>** (資料審②-1から②-4に沿って説明)

**<吉岡会長>** これまでの宮城県内の水質測定結果の報告と併せて，令和4年度の計画ということで説明いただいた。質問・意見あれば発言願う。副会長の土屋委員は重金属の地質の話と絡んでくると思うが，何か意見などあれば。

**<土屋副会長>** 何年も続けて結果を見させていただいており，いつものところが出ているのだなと思ったところ。また，ヒ素の超過については，後背地に鉱山地帯があるので，自然由来という可能性が非常に高い地域だろうと思っている。

参考で出ているデータを見ると，空間放射線量やセシウム134, 137の濃度は概ね公共用水域については問題がないというレベルにあるので，これだけ見るとうまくいっているような感じもするが，現実問題としては，宮城県地域の山間部において，鳥獣の肉は食べられない。それから山菜は食べられない。イワナは釣っても食べられない。こういう状態がもう11年経っても続いている。

私は本審議会で，やはりこの放射性物質の福島第一原発の汚染の問題というのは，きちんと県民に情報公開をしていくべきと言っているが，環境審議会は飲み水のことをやっていて放射能は別のところだというのが昔の答えだった。これだけ見ると何となく宮城県はすでにもう福島第一原発の影響がないように見えて，まだかなり厳しい状態に置かれているというのが現実なのにそれが見えてこない。

諮問事項ではないが，宮城県の自然環境はまだ元に戻っていないということについて，やはり我々はきちんと肝に銘じておくべきではないかと思う。それについての情報はやはりどこかで整理して，公開していく必要があると思っている。

なかなか審議会の仕組みの中で難しいのも分かるが，でも現実はその簡単ではない。おじいちゃんおばあちゃんは釣りにも行けず，山菜も取れないという現実はいまだに続いているということは，しっかりと見ておく必要がある。

**<吉岡会長>** 事務局どうぞ。

**<環境対策課>** 東日本大震災の福島第一原発事故を受けて，公共用水域の放射性物質は，環境省が測定を実施することに水質汚濁防止法が改正された。今回報告した内容は，環境省が測定を実施して，国と県で四半期に1回調査結果を公表しており，

皆様方に情報提供を今後もしていきたいと考えている。

**<吉岡会長>** 部長どうぞ。

**<鈴木部長>** ただいま説明したのは水質の関係だが、副会長の御発言は水質以外の項目もいろいろあると、動植物、出荷制限の観点も含めてということである。その辺のデータ情報提供は、県としても非常に重要だと考えており、ホームページを定期更新している。

ただ、この審議会として、そういった状況も知るべきだということであり、確かに指摘のとおりだと理解できますので、次回以降の審議会の中で、今回は水質だけで報告したが、放射性物質の全体像についても、情報提供させていただきたい。本日の審議会の委員の先生方、専門の先生以外にも、いわゆる県民目線で御覧になっていただける方もいらっしゃるの、そういった情報の提供の在り方も考えていきたい。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。他に意見ないか。では先に進めさせていただきます。

### ③ 南三陸海岸流域及び阿武隈川流域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

**<吉岡会長>** 審議事項③「南三陸海岸流域及び阿武隈川流域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、昨年11月に当審議会に諮問いただき、これまで水質専門委員会議で調査継続してきたものである。本日御審議いただき答申となる。それでは、担当課から説明願う。それでは、担当課から説明願う。

**<環境対策課>** (資料審③-1から③-3に沿って説明)

**<吉岡会長>** それでは委員の方々から御発言をお願いしたいが、いかがか。水質専門委員会議座長の江成委員に出席いただいているので、何か補足的に発言いただければ。

**<江成委員>** ただいまの事務局からの説明のとおり、12月9日に水質専門委員会議を開催した。そこで出た議論が簡単に述べられているが、水質の問題でLASが少し基準を超えている値があった。これは公共用水域の定期的な水質測定の結果だが、このLASは、基本的に多くは洗剤から出てくるものであり、そういう点で事業所並びに家庭排水などからも可能性があるということで、浄化槽あるいは下水処理場について現状認識をしながら、こういった基準で大丈夫か検討した。

その測定値は、一過性のデータであり継続的に高い値が出ているというわけではない。

さらに浄化槽については、なかなか発生源を特定するのは困難であるということで、効果的に発生源を特定して対応することはなかなか難しいし、現実的でもないだろうということで、一般的な意味での浄化槽の取扱いなどについては、担当の市町村等と協力しながらPRしていくことが必要かという意見も出された。

それから二つ目の特別域を当てはめる場合の明確な基準、考え方については、現状では特に魚の産卵場所などについての情報を対象区域の漁協などからのヒアリングによって得られる情報を基にしているということだが、それ以外にも釣りの好きな方の情報のようなものも含めて、これからその取扱いをどういうふうにしていくかということ、担当課の方で整理していただきたいと、そんな意見が出された。

**<吉岡会長>** ありがとうございます。関連して何か皆さんの方から意見等ないか。それでは特にないようなので、今回提出された原案については、特に異議なく、案のとおりで差し支えないということで答申とする。

#### ④ 環境影響評価条例等の一部改正について

**<吉岡会長>** 審議事項④「環境影響評価条例等の一部改正について」、こちらについて本日付けで当審議会に諮問いただいている。それでは、担当課から説明願う。

**<環境対策課>** (資料審④-1から④-4, ④-参考資料に沿って説明)

**<吉岡会長>** 改正内容1から3について説明いただいた。改正内容1についてはいわゆるアセス逃れであるとかコミュニケーション不足にならないような形での、新しい手続、理想とする部分を、新しく設けたいというところ。改正内容2では現状に合ったような規模条件の見直しを進めていきたいという点。場合によっては面積規制というところを外して出力で合わせていきたいというところ。この辺が一番大きな議論かと思うので、ぜひ意見等頂きたい。意見はあるか。

それでは私から。太陽光発電は、条例対象規模要件から面積を外し、出力になるということで、その大きさは変わってはいないが、風力発電では第1種事業、第2種事業を含めて、要件の数値が大きくなっている。この点について何か補足的に説明いただくことは可能か。

**<環境対策課>** 風力発電の規模要件については、平成24年度当時の見直しの際に、当時の考え方では、1ha当たりの出力が100kWということで、もともと7,500kW以上となっているのが、75ha相当ということでこの出力が決められている。それが今現在、平成

24年度以降、実際に風力発電の実績に基づいて国が検討した結果、1 ha当たりの出力が1,000kWで10倍になったものである。

**<吉岡会長>** 要するに面積当たりの出力の効率がよくなったので、従来の面積では、出力が余りにも小さくなってしまうので、今の技術に合わせて数字を大きくし、数字上は大きくなって見えていると、そういう理解でよろしいか。

**<環境対策課>** はい。

**<吉岡会長>** 他にいかがか。日引委員どうぞ。

**<日引委員>** もしそうだとすると、むしろ要件を面積で規定しておけば、今後改正しなくともすむように思うがどうか。

**<吉岡会長>** 他よろしいか。出力ではなく面積でやらないのはなぜかということについて、事務局の方から回答をお願いします。

**<環境対策課>** 発電所については、発電事業を行うことに対しての免許を所管しているのが、電気事業法という法律になっている。電気事業法上、出力で免許等を与える区分をしており、それに合わせた形で、アセス法においても、出力で規模要件を規定することになっている。

そのため、県においても、法の考え方に倣って規定したいと考えている。

それから、風力ではないが、太陽電池発電所については、面にパネルが敷かれるので面積でよいということで、当初、太陽電池発電所が法の対象になるまでは、面積要件で条例の対象にしていた。そのときのことがそのまま残って50ha以上という面積により規定していたが、これが法律の対象になったことから、ある事業について、経産省が対象になるかどうかということを検討したことがある。その結果、県では対象ではないと面積で判断したが、国は、対象になると判断したことから、国と県との間で、考え方に齟齬が生じてしまったため、やはりこの事業に対しての所管である国の考え方に合わせて、県も出力を要件にしていきたい。

**<吉岡会長>** 他にいかがか。青木委員どうぞ。

**<青木委員>** 風力発電と、太陽光発電についてはこのような形で、規模要件を見直しするということだが、もう一方で地熱発電が宮城県にはある。栗駒山麓で実際にまたさらに発電事業が行われようとしており、それ以外のところでも、今後出てくる可能性もあると思うが、それはどう考えているのか。

**<吉岡会長>** 事務局お答え願う。

**<環境対策課>** 地熱発電については、環境影響評価法の対象としており、県の条例では今のところ対象となっていない。法は出力規模10,000kW以上を対象事業としている。アセス手続の中で、知事として意見を述べていくと言う形で関わっていくこととなる。

**<青木委員>** 将来を見据えてある程度のことは考えておいてもよいと思うが。

**<環境対策課>** 今後、意見を踏まえ検討してまいりたい。

## (2) 報告事項

### ① 「(仮称)太陽光発電施設の設置等に関する条例」の制定について

**<吉岡会長>** 報告事項①「(仮称)太陽光発電施設の設置等に関する条例」の制定について、担当課から説明願う。

**<再生可能エネルギー室>** (資料報①に沿って説明)

**<吉岡会長>** それでは、委員の皆様から意見等があればお願いする。香野委員どうぞ。

**<香野委員>** 最初に、太陽光発電施設と太陽電池発電所の両方の言葉の違いについて教えてほしい。また、廃止届の義務化について、届を提出すればそれでよいのか、その後については条例で言及しないのか。また、他県等における条例が5件であるが、現在、策定中であるということなのか。以上、お聞かせ願う。

**<吉岡会長>** 続けて日引委員どうぞ。

**<日引委員>** 稼働後の課題で不法投棄の問題に言及されており、私もこれは非常に将来大きな問題ではないかと思う。太陽光パネルが有害化学物質を含む場合、適切に処理されないと大きな環境問題を生むということと、悪意のある事業者がエネルギーを売ってわざと倒産して逃げるということもありうる。そういうことに対して、この条例の中で今の段階で言及するのは難しいとしても、やはり課題を検討しておくべきではないか。こういう問題は、デポジット制度である程度問題を回避できる。政策手段があるということ。それから立地について、災害の起こりにくいところにどうやって事業者を誘導していくのかを考えたとき、災害が起こったときの損害賠償保険の強制加入を義務づけるということをしていけば、非常にリスクの高いところでは保険料が高くなるので事

業者は避けると思う。そういうメカニズムを導入するような施策の実施を、今ここに書かなくてもよいが、やはり早い段階で検討していったら、将来条例に盛り込んでいくことを考えたほうがよいのではないか。

**<吉岡会長>** 事務局から回答願う。

**<再生可能エネルギー室>** 言葉の違いについては、電気事業法においては太陽光発電施設というが、アセスでは太陽電池発電所というなど表現が異なっている。基本的には同じと考えてよい。

次に、廃止届について、我々としてはまず、廃止について県に出してもらおう手続きが今までなかったもので、まずは廃止の届出を県に出していただき、そこで、その事業者を把握し、適切な指導をしていきたいと考えており、この部分の指導というのを今後やっていきたいと思っている。

それから他県の状況について、現在は5県だが、検討しているというところも増えているようである。市町村に関しては、県内は6市町だが、全国レベルではかなり数が増えていく状況にある。中身も様々な内容を盛り込んでいるようであり、そういった検討状況にある。

それから不法投棄については、国の方で外部積立制度を導入しており、今年の7月から新たに事業者は積立をしなければならなくなる。廃棄費用に使うものとして自ら積み立てる制度が運用される場所である。そういった国の方の動きを見ながら、検討してまいりたいと考えている。

**<吉岡会長>** 事業がなくなって届出もなくそのままなくなってしまうような事業者について、不法投棄と同じような考え方で対応を今後しなければならないかと思うが、そういう理解でよろしいか。

**<再生可能エネルギー室>** それも含めて国の方で、取崩しをどうなったらできるかなど検討しているので、動きを見ていきたいと考えている。

**<吉岡会長>** 他によろしいか。エネルギー的に非常にメリットがある一方で、環境保全的なところでは、相当いろいろなところで問題も出てきているということも最近、すごく二極化してきている部分があり、これをどうやって政策的にマネジメントしていくのかというところが、この条例の改正の大事なポイントだろうと思う。また折につけて、報告いただくかと思うので、皆様からの御意見、御質問をさせていただければと思

う。どうぞよろしく願います。

それでは、先に進めさせていただく。

## ② 宮城県環境基本計画の進捗状況について

**<吉岡会長>** 報告事項②「宮城県環境基本計画の進捗状況について」、担当課から説明願う。

**<環境政策課>** (資料報②に沿って説明)

**<吉岡会長>** それでは、委員の皆様から意見等あれば願います。澁谷委員どうぞ。

**<澁谷委員>** 表(p.9)の政策2の管理指標、番号4(県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量)、番号5(一般廃棄物リサイクル率)、番号6(一般廃棄物最終処分率)については、一般市民、県民がもうちょっと気をつければ改善できる問題だと思う。一時期3Rがすごく流行り、その当時は皆さん頑張っていたと思うが、最近はその文字をあまり見かけなくなった。また、コロナ禍において断捨離が進んで多分ごみが増えると思う。その中で、3Rのような政策をもう一回打ち出して、一人一人が気をつけるということをしてPRした方がよい。

**<吉岡会長>** 他にいかがか。では事務局願います。

**<環境政策課>** 3Rについては、ごみの削減に以前から県として取り組んできた。さらに、冒頭に御説明した温暖化対策の中でも、ごみの排出量については、例えばリサイクルであるとか、どう減らしていくのかが非常に大きい課題だと思っている。そうした中で、廃棄物の削減については、担当課で新しい計画を策定しており、個別の一人一人の削減の部分についてPRしていく内容も盛り込んでいるので、こういったところを一つ一つ丁寧に周知啓発活動などを通じて進めていくということである。

**<吉岡会長>** 他にいかがか。今御意見があったように、表で下向きの矢印がついているのは廃棄物関連の指標である。ここはなかなか難しい状況になっており、力を入れてはどうかとの意見であった。環境生活部長どうぞ。

**<鈴木部長>** 御意見のとおりと思う。最近の動きとして、この4月からプラスチック資源循環促進法という法律が施行される。これは最近マスコミで流れているが、コンビニとかスーパーを中心に、今までは容器包装プラスチックをもう1回リサイクルしようということで回収されているが、これからは容器包装プラスチック以外にも回収する動

きになりつつあり,こういった国の動きの機会を捉えて,またさらに3Rの意識を高めていくべきだと思う。県の計画はあるが,こういう大きい国の動向にも合わせて,動きを加速させていくことが肝要なので,取組を進めていく。

**<吉岡会長>** 宮城県の環境基本計画を策定した際の数値目標は,できる範囲で設定するというよりも,目標高く背伸びして頑張るという数値目標を立てたと記憶しており,かなり厳しめの評価を自らする覚悟で出てきている。国のいろいろな後押し策もあり,県独自にも今後出てくるだろうが,ぜひ,委員の方々からも意見やアイデアを出していただければと思う。皆様よろしいか。では,引き続き,ポイントポイントで進捗を報告願う。

**<吉岡会長>** 皆様あとはよろしいか。議事のその他に入る。

### (3) その他

**<吉岡会長>** 議事(3)その他について,事務局から何かあるか。

(事務局なし)

**<吉岡会長>** 先ほど日引委員から御質問で,アセスの風力の要件をなぜ面積にしないかと質問したことに対し,回答では,国の要件が出力になっているので出力にしたいということだった。なぜ出力にしたのか,国の動きや理由について,県としてもそこに歩調を合わせるということで,合理的な説明を次回までお願いします。

**<吉岡会長>** 他にいかがが。では,以上をもって,本日の議事を終了させていただく。御審議ありがとうございました。事務局へお戻しする。

## 4 閉会(司会)